

2023年度 文学研究科 若手研究者出版助成事業の募集について

文学研究科では、2017年度以来、研究科で課程博士を取得したポスドクを対象として本事業を推進し、これまでに3冊の学術図書の刊行を実現した。2023年度においても下記要領により出版助成を実施する。

1. 助成対象

- (1) 文学研究科に提出された学位論文（原則として課程博士論文）をもとにした図書であること。
- (2) 申請時点で学位取得後、5年以内であること。
(2023年5月に申請可能な対象者は、2018年6月1日以降に学位を取得した者)
- (3) 単著であること。
- (4) 原則として日本学術振興会科学研究費助成事業「研究成果公開促進費／学術図書」に前年度（2022年11月締切）申請し、2023年4月に不採択となった図書であること。
- (5) 申請者の年齢に制限はない。

2. 申請手続

申請者は、以下の書類を提出すること（様式は文学研究科ホームページからダウンロード可能）。

(1) 提出書類

- ①文学研究科若手研究者出版助成事業申請書
- ②刊行予定図書の完成原稿またはその写し
- ③2020年度に申請した日本学術振興会科学研究費助成事業「研究成果公開促進費／学術図書計画調書」の写し（出版社作成の刊行経費等に関する見積書（あるいはそれに相当する記載）を含む）

(2) 提出期限 2023年5月31日（水）16:00まで

(3) 提出方法 申請者と指導教員等（指導教員が退職の場合は指導教員に準じる者を含む。以下同じ）は、以下の手順で提出すること。

- ①申請者本人は、申請書に必要事項を入力し必要な書類を添え、指導教員等にメール等でファイルを送付する。
- ②指導教員等は、上記ファイルを受領後、申請書の推薦文を入力し、印刷・押印のうえPDF化して、他の必要書類とともに申請期限までにメールで文学研究科教務担当 [kyik-lit-kyomu@nl.osmu.ac.jp] に送付する。
＊その際、指導教員等は、学生が提出した申請書類に不備がないか確認したうえで送付すること。また、メールの件名は「若手研究者出版助成事業申請」とし、ファイルには必ずパスワードをかけること。
- ＊なお、完成原稿の写しは、電子データの場合はオンラインストレージなどを利用することも認めるほか、上記の期限までに必着の形で、文学研究科教務担当あてに「若手研究者出版助成事業申請」と朱書した封筒に入れて申請者本人が郵送するか、持参することも可能とするが、郵送や持参の場合は送付前に必ず上記メールアドレスに相談の連絡をすること。
- ③受領後、24時間以内（休日に受信した場合は翌業務日）に文学研究科教務担当から送付する受領確認のメールを指導教員等が確認し、無事に受領された旨を、申請者本人にメール等で伝えること。

3. 審査と決定

申請に対する助成の採否については、大阪市立大学大学院文学研究科若手研究者研究支援委員会に設置される審査委員会の審査を経て、支援委員会が最終的に採否を決定する。

審査の結果、条件付き採択とされた場合は、申請者に修正の指示を行い、提出された修正原稿を審査委員会で再審査のうえ、支援委員会が採否を決定する。

4. 助成金額など

年度の採用件数は1件とし、助成金額は50万円とする。費用は、大阪市立大学文学会からの支援による。

5. 採用者の義務など

- (1) 出版は、原則として2024年3月末日までに完了すること。
- (2) 本助成を受けた者は、図書刊行後、すみやかに文学研究科に当該図書10部を寄贈すること。
- (3) 出版する図書には「本書の出版に際し大阪市立大学大学院文学研究科若手研究者出版助成を受けた」旨を明記すること。

(別紙) 参考

大阪市立大学大学院文学研究科若手研究者出版助成に関する内規

制 定 2017年 5月19日
改 正 2018年 3月20日

(目的)

第1条 本内規は大阪市立大学大学院文学研究科若手研究者出版助成について定める。

(助成の対象)

第2条 出版助成の対象となる図書は、以下の要件を備えたものとする。

- (1) 文学研究科に提出した学位論文（原則として課程博士論文）に基づく図書であること。
- (2) 申請時、学位取得後、5年以内であること。
- (3) 原則として、申請の前年度に日本学術振興会科学研究費助成事業「研究成果公開促進費／学術図書」に申請し、不採択となった図書であること。
- (4) 単著であること。
- (5) 申請者の年齢に制限は設けない。

(申請手続)

第3条 申請者は、「文学研究科若手研究者出版助成申請書」に完成原稿またはその写しを添えて、所定の期日までに文学研究科長宛に申請すること。

- 2 前項の申請にあたっては、あらかじめ出版社を選定し、その出版社が作成した見積書を提出すること。
- 3 前年度、申請した日本学術振興会科学研究費助成事業「研究成果公開促進費／学術図書計画調書」の写しもあわせて提出すること。

(審査と決定)

第4条 前条の申請に対する助成の可否についての審議は、大阪市立大学大学院文学研究科若手研究者研究支援委員会（以下、「支援委員会」と称する）が行う。

- 2 支援委員会は、申請図書の審議にあたり、審査委員会を設置することができる。
- 3 審査委員会は、委員長1名と委員2名からなり、委員長は支援委員会委員がつとめる。
- 4 審査委員の選出にあたっては、申請者の指導教員、ならびに学位審査において主査をつとめた教員は原則としてこれに含めない。
- 5 審査委員会における審査結果は、委員長が支援委員会において報告し、支援委員会が採否についての最終判断を行う。
- 6 前項の判断において条件付き採択とされた場合は、審査委員会委員長から申請者に修正の指示を行い、提出された修正原稿を審査委員会で再審査の後、前項の手続を経て決定する。

(助成額)

第5条 助成額は1件50万円とし、年1件までとする。

- 2 当該年度に採択図書がない場合も、助成額は次年度に繰り越さない。
- 3 助成金は、大阪市立大学文学会の支援による。

(出版の期限)

第6条 出版は、原則として当該助成年度の3月末日までに完了するものとする。

(義務)

第7条 本助成を受けた者は、図書刊行後すみやかに文学研究科に10部寄贈するものとする。

- 2 出版図書には、「本書の出版に際し大阪市立大学大学院文学研究科若手研究者出版助成を受けた」旨、明記しなければならない。

附 則 この内規は、2017年5月19日より施行する。

この内規は、2018年3月20日より施行する。